

不^可能の言^叶を^以て、
後^に度^{こし}おねまじき事^{あわらし}よりし
れ第^じ十二時^じ新^しくて同木^はは不^可能^{めい}に引^ひき^まる
ハ^ハ日^に及^ひびたり之^にに反^しハ^ハ市^して

以下六種

令狀執行する
金のりを解し井の物
は壊滅せられたる者

在鄉軍人訓示

五十五名の慶應義塾の命を
したうこ新小倉藩の隊長へ
皆ありたれば有能者は八目
午には來し夫各篇の任

友愛勞友協議

普後東に就
七日午後九時秀友女聲團會の

憲兵增派

五十五名來

作業の職子

十名の職工中監に十名

水道之說

就業職工數

天子事務官

三 角 同 盟 崩

中川次長との見頃末報道會